

この一家の例のように、大切な人が亡くなつたあと、遺族には様ざまな手続きが待ち構えています。避けては通れない問題ですが、なかなかひと筋縄ではいきません。とくに遺産の分割は、相続人全員の合意と、書類の準備が必要で

実際に困るのは 「手続き」

そのままでは使えませんし、電話加入権の名義変更や携帯電話の解約、運転免許証の返却もやつておく必要があります。家以外にも不動産を持ついたらしいけど、詳細はよくわかりません。ふと気付けば、自宅のポストには、亡き父宛ての郵便物がいっぱい。

さらに重要なのが、家計の中心でもある、父親の預金口座の相続手続き。銀行に連絡したら、「口座を凍結しますので、これからは使えなくなります」と、どういうこと? ほかにも株式や投資信託の財産もあるみたいで…

のままでは使えませんし、電話加入権の名義変更や携帯電話の解約、運転免許証の返却もやつておく必要があります。家以外にも不動産を持ついたらしいけど、詳細はよくわかりません。ふと気付けば、自宅のポストには、亡き父宛ての郵便物がいっぱい。

さらに重要なのが、家計の中心でもある、父親の預金口座の相続手続き。銀行に連絡したら、「口座を凍結しますので、これからは使えなくなります」と、どういうこと? ほかにも株式や投資信託の財産もあるみたいで…

のままでは使いませんし、電話加入権の名義変更や携帯電話の解約、運転免許証の返却もやつておく必要があります。家以外にも不動産を持ついたらしいけど、詳細はよくわかりません。ふと気付けば、自宅のポストには、亡き父宛ての郵便物がいっぱい。

法定相続分を 再確認!



順番は?

- 第1順位：子ども
 - 第2順位：親
 - 第3順位：兄弟姉妹
- *配偶者は全部の対象



配偶者と 子どもの場合は?

- | | |
|-----|-------|
| 配偶者 | : 1/2 |
| 子ども | : 1/2 |



配偶者と 親の場合は?

- | | |
|-----|-------|
| 配偶者 | : 2/3 |
| 親 | : 1/3 |



配偶者と 兄弟姉妹の場合は?

- | | |
|------|-------|
| 配偶者 | : 3/4 |
| 兄弟姉妹 | : 1/4 |



ケーキを分けるように
簡単にはいきません

遺産の分割は 手続きが大変です



え、こんなに…

とある家庭の話。父親が他界し、母親と長女、長男が、そろて市役所へ行くことに。まずは死亡届けを提出しに市民課へ。その後、案内されたのが年金児童手当課。ここで遺族年金の手続きです。やれやれと思ったところ、今度は高齢社会室で介護保険、さ

らに国民健康保険課で健康保険の脱退の手続き。この段階で3人ともヘトヘトです。でもこれで終わりではありません。今度は法務局を紹介され、家屋と不動産の相続登記の手続きについての説明が延々と続き、どめはその隣の税務署。幸いにして相続税の対象になるほどの財産額でないことがわかり、ほつとひと安心でしたが、これから待ち構える手続きの多さに疲労感を覚えている3人でした。

でも肝心なのは、ここから。これまで父親名義だった公共料金の名義を変更しなければいけませんし、保険会社へ連絡して死亡保険金請求の手続きも。そうそう、自動車も名義を変更しないとそ



遺産分割協議の流れ

法定相続人を探そう

法定

相続人となるのは、配偶者と一定範囲内の血族で、その相続順位が決まっています。順位の高い人がいると、低い人は相続人にはなれません。また遺産分割の割合も民法で決まっています。遺産分割には法定相続人全員の同意が必要ですので、誰が法定相続人なのかを確定し、それを第三者に証明できる準備が必要になります。本人も知らない生みの親や、親が離婚後に設けた子どもがいるかもしれません。「まさか…」と思う人がほとんどかと思いますが、故人の出生からの戸籍謄本を取り寄せるなどして確認します。

ポイント1 「戸籍謄本」

戸籍は親子関係と結婚の記録です。まず故人の現在の本籍地がある自治体に連絡します。その謄本が、出生が届けられたときの本籍地のものであればOK。もし転籍の記載があれば、転籍する前の自治体に連絡します。

財産を整理しよう

分割

対象の財産がどれだけあるのかを整理します。現金や預貯金、家、自動車などはもちろん、家具や貴金属、借地権なども対象です。民法上の相続財産にはなりませんが、参考に生命保険や死亡退職金なども確認しておきましょう。そして大事なのが「債務」で、借金(保証債務含む)も相続の対象です。債務が大きい場合、相続放棄や限定放棄を選択することもできますが、3ヵ月以内に判断する必要があります。財産目録がない場合は、故人の郵便物や金融機関への問い合わせなどで、財産の状況を把握することになります。

ポイント2 「生命保険」

生命保険は民法上の相続財産ではなく、受取人固有の財産となります。ですので遺産分割の対象ではありませんが、財産分けの公平性を期す意味で、その内容について、相続人間で確認しておくことが望まれます。

上手に分割しよう

法定

相続人が確定し、分割対象となる財産がはっきりすれば、いよいよ具体的な分割です。ただお金なら分割案に沿ってすっきり分かれますが、家や自動車ではそうもいきません。遺産には大きく4つの分割方法があるので、納得がいく方法を検討してください。分割方法によっては、相続税を減額できる場合もあるので、財産額が大きい場合は、弁護士や税理士に相談してみるのも方法です。分割の目安は法定相続分が基本になりますが、相続人全員の合意があれば、それにとらわれずに、自由に遺産を分割することができます。

ポイント3 「4つの分割方法」

現物分割：遺産を現物のまま相続人に割り当てる方法

換価分割：遺産を売却して現金に換える方法

代償分割：遺産を相続する代わりに他の相続人に代價金を支払う方法

共有分割：遺産を現物のまま複数の相続人で共有する方法

遺産分割協議書を作成しよう

協議

が整ったら、相続人全員が署名・押印した遺産分割協議書を人数分用意します。さらに各人の印鑑証明書を添付して、それぞれで保管します。

「ニュース」の連載でおなじみ

伊藤亮太FPから一言

遺産の分割には、いくつか方法がありますが、不動産などを将来的に売却する際の手続きを考慮すると、共有分割はあまりお勧めできません。また代償分割を行う際は、その旨を遺産分割協議書に記載してください。もし忘れるときも、相続税、贈与税両方の対象となってしまう可能性がありますので注意してください。



相続人 「全員」で協議

故人に遺言の準備がなかった場合、その遺産を分割する際には、まず相続人全員でどう分割するかを協議します。この「全員」がポイントで、1人でも欠けていたり遺産分割協議は成立しません。ですので、法定相続人が誰なのか、その確定は大変重要です。

相続人が複数いる場合、相続財産は、基本的に法定相続分に応じて分割されることになりますが、これでは実際の生活に馴染まないこともあります。自宅を法定相続人の人数に応じて分割することはできませんし、そこに住んでいる人がいるにも関わらず、勝手に売却するわけにもいきません。このため相続人全員の合意があれば、財産を自由に分割して相続することができます。

協議が成立すれば、その内容を遺産分割協議書にまとめて、相続人全員が署名、押印し、それぞれ

の印鑑証明書を添付します。様式は自由で、ワープロで作成してもかまいません。ただし不動産の相続登記手続きや、相続税の申告の際にも必要ですので、不動産の表示や、株式、預貯金などの詳細は、正確に記すことが求められます。この遺産分割協議ですが、いつまでに実施しなければならないという決まりはありません。ただし、相続税の申告は相続が発生した日から10ヵ月以内と決まっていますので、相続財産が相続税の対象となる金額だった場合、この期間内に遺産分割協議を行なうことが求められます。また一般に時間が経過すると、手続きが複雑になることがありますので、すみやかに実施することが望されます。

ちなみに遺産分割の対象は、くまでも法定相続人であり、相続人以外の人が加わることはできません。相続人以外の人は、一般に被相続人の遺言による遺贈か、死因贈与でなければ、遺産を承継することができますので注意してください。

遺産の分け方いろいろ

投資信託



投資信託を相続する場合、一般に名義を変更して、譲り受けけるかを選択することになります。預貯金と違って、価値が変動するので、タイミングによって、受け取る金額に差がでてくる点は注意が必要です。まずは亡くなった人が投資信託を購入した銀行や証券会社の窓口に行って、名義変更や解約などの手続きを確認します。複数の相続人で相続する場合、ファンドを口数で按分して譲り受けけることも可能です。基本的に、投資信託を新たに購入するときと同じ手続きとなりますので、来店の上、ファンドのリスク説明などを受ける必要があります。

自動車



自動車を相続する場合、地元の運輸支局などで名義変更の手続きを行います。一般には車を所有していた故人の戸籍謄本、遺産分割協議書、あるいは運輸支局が用意する所定の用紙に、相続人全員が署名・押印し、自動車を譲り受けた相続人の印鑑証明書を用意します。もしディーラーなどに代行してもらう場合は、別途、委任状も必要です。また、故人と同居していない場合は、車庫証明書を用意する必要があります。もし手続きせずに自動車を利用すると、事故を起こした際や、売却する際などに、思わぬトラブルとなる可能性があります。

家



土地や家屋を相続する時は、法務局で相続による所有権移転登記をします。要は、その不動産の名義を変えるということ。実際に、相続人が住んでいるといつても、登記簿上の所有者が故人のままだと、不動産を売却することもできませんし、抵当権を設定することもできません。また将来、その不動産を譲り渡す時が来た場合、手続きがより煩雑になってしまいます。登記は強制ではありませんが、早めに実施することが望されます。登記申請書のほか、被相続人と相続人双方の戸籍関連書類と、被相続人の住民票の除票、家を相続する相続人の住民票の写し、相続不動産の固定資産評価証明書などが必要になります。また法定相続分によらずに相続する場合は、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書も必要です。

基本は
どれも一緒です

銀行取引といつても、預金口座を以外に投資信託や国債も購入できますし、証券会社を通じて株式の売買をしている場合もあるでしょう。また自宅や車の相続も、できるだけ早めに手続きしておきたいところです。左は、相続手続きの対象となりやすい、「投資信託」「自動車」「家」について、そのポイントをまとめたものです。どれも基本は、所定の用紙に相続人全員の署名・押印をし、故人と相続人との関係を明らかにする書類(つまり戸籍謄本など)と印鑑証明書を添付します。

ゆうちょ銀行の貯金口座を相続する場合、相続確認表に必要事項を記入し、近くのゆうちょ銀行または郵便局に提出します。

貯金事務セイターから相続手続きについての案内書が送られてくるので、各種請求書、必要書類などを用意して、原則、最初に申し出た営業窓口に提出します。処理が終わると貯金事務センターから代表相続人宛てに、払い戻しに関する証書、もしくは名義書き換え済みの通帳などが送られます。証書を営業窓口に提出すれば、払戻金を受け取ることができるしくみです。

必要な書類は銀行と同じく、故人の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明書などになります。そこでなぜ戸籍が必要なのかについて触れておきましょう。そもそも戸籍とは日本人(日本国籍)であることの証ですが、同時に「生死」「親子関係」「夫婦関係」を記録するものでもあります。つまり戸籍をたどれば、相続人となる人(配偶者・子ども・親・兄弟姉妹など)を調べることができます。これがわかるわけです。

ですが生まれた時の本籍は親と同じでも、結婚などをきっかけに親の戸籍から出て、新しく夫婦の戸籍を作ることになります。相続人を確定するには、故人の生前記載の戸籍によっては、戸籍登録の手続が複数回必要になることがあります。一般的に遺産分割の際は、財産の種類に応じて戸籍謄本が必要となるケースがたびたび出てきますので、あらかじめ数枚用意しておこうが無難でしょう。

そもそも
戸籍とは

さあ、どう分ける?

